

国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価規則

平成31年3月13日
規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第10条第2項の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら行う点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において定める自己点検・評価は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項の規定に基づき、教育研究等の状況について本学が自ら行う点検及び評価並びに学外者が行う検証をいう。

(評価の実施体制)

第3条 自己点検・評価を行うための組織を次のとおり置き、それぞれが連携を図りながら、評価を行うものとする。

(1) 国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価委員会

(2) 国立大学法人鳴門教育大学外部評価委員会

2 前項各号に掲げる組織に関する必要な事項は、別に定める。

(評価の実施方法)

第4条 自己点検・評価の実施方法については、別に定める。

(評価結果の公表等)

第5条 学長は、自己点検・評価の結果を報告書にまとめ公表するものとする。

(評価結果の活用)

第6条 学長は、自己点検・評価の結果を業務の適正化及び効率化に活用するとともに検証し、必要な改善措置を講じなければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 国立大学法人鳴門教育大学評価規則（平成16年規則第36号）は、施行日をもって廃止する。